第９章　免許状の失効及び取上げ

１　免許状の失効の事由

免許状を有する者が、次の事由に該当するに至ったときは特段の行為を待たず、直ちに免許状の効力が失われる。(免許法第10条第1項)

(1)　第１号　・　禁錮以上の刑に処せられた者

・　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2)　第２号　・　公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。

(3)　第３号　・　公立学校の教員（地方公務員法第29条の２第１項各号に掲げる条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。）であって地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号に該当し、分限免職の処分を受けたとき。

２　免許状の取上げの事由

(1)　免許状を有する者が、次の事由に該当するに至ったときは、免許管理者は、免許状を取り上げなければならない。(免許法第11条第１項及び第２項)

・　国立学校又は私立学校の教員が公立学校の教員の場合に規定する懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

・　国立学校又は私立学校の教員であって、地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

・　地方公務員法第29条の２第１項各号に該当する公立学校の教員（条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員）であって、地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

(2)　免許状を有する者が、次の事由に該当するに至ったときは、免許管理者は、免許状を取り上げることができる。(免許法第11条第３項)

・　免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められるとき。

(3)　取上げ処分の効力等

「取上げ」とは、免許管理者による処分であり、免許管理者は、当該取上げ処分を行った旨を直ちに被処分者に通知しなければならない。また、当該免許状はその通知を受けた日に効力を失う。

したがって、失効の場合とは異なり、取上げ事由の発生により直ちに免許状の効力が失われるものではない。

３　失効等の場合の所轄庁による免許管理者への通知等

(1)　通知

所轄庁（免許管理者を除く。）は、免許状の失効又は取上げ処分に該当すると認めた場合は、免許管理者に速やかに通知をしなければならない。（免許法第14条）（別記第８号様式）

(2)　報告

学校法人は、その設置する私立学校の教員について、失効の事由に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が取上げ事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。（免許法第14条の２）

４　免許状取上げの処分に係る聴聞等に係る事務手続（施行細則第13条～第18条）

(1)　取上げ処分に係る審理の公開請求は、聴聞の期日の15日前までにその旨を記載した書面を教育委員会に提出して行わなければならない。

(2)　公開の請求があったときは、教育委員会は、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、併せて、当事者及び参加人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(3)　利害関係人は、証拠書類又は証拠物を提出しようとする時は、その氏名、住所及び当該免許状取上げの処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を添えてこれを行うものとする。

(4)　証人の出席の請求は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。

ア　証人として指名された者の氏名、住所及び職業
イ　証言を求めようとする事項
(5)　主宰者は、証人に対して証言を求めようとするときは、あらかじめ、宣誓を行わせなければならない。
(6)　宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。
(7)　宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事もかくさず何事もつけ加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。
(8)　当事者又はその代理人は、主宰者の許可を得て、証人との間に対質することができる。
(9)　公開の審理を行う場合における傍聴人の数は、30人を限度とする。

５　免許状の返納（免許法第10条第２項、第11条第５項）

免許状が失効した者及び取上げ処分を受けた者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

６　失効等の場合の公告等

免許状が失効したとき、又は免許状取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を官報に公告するとともに、その者の所轄庁及び免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。（免許法第13条第１項）

免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、教育委員会は、官報に公告するほか、次の各号に掲げる内容を北海道教育委員会公報に告示するものとする。（施行細則第20条）

(1) 氏名
(2) 本籍地
(3) 免許状の種類
(4) 授与権者
(5) 免許状授与年月日
(6) 免許状の番号
(7) 失効又は取上げの年月日
(8) 失効又は取上げの事由（法第10条第１項第２号若しくは第11条第１項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長若しくは教頭に係る同条第３項の規定による取上げにあっては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）
　ア　児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第２条第３項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）
　イ　わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（アに該当するものを除く。）
　ウ　交通法規違反又は交通事故
　エ　教員の職務に関し行った非違（アからウまでに該当するものを除く。）
　オ　アからエまでに掲げる理由以外の理由

別記第８号様式（第19条関係）

通　　知　　書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

所轄庁

次のとおり、免許法第14条に定める事由に該当すると認めるので、通知します。

<table>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日生（　歳）</td><td>現住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">最終勤務学校名</td><td colspan="3"></td><td>当時の職名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">１　所有免許状</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許状の種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許状の教科</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許状の番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">授与年月日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">授与権者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">２　法第５条第１項第３号又は第６号に該当する場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">法第５条第１項第３号</td><td colspan="4">法第５条第１項第６号</td></tr>
<tr><td>罪名
判決主文</td><td colspan="2"></td><td>結成又は加入した団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>判決宣告年月日</td><td colspan="2"></td><td>結成又は加入年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>判決確定年月日</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">この団体が法第５条第１項第６号に該当する理由</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>裁判所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">３　法第10条第１項第２号、第３号、第11条第１項又は第２項に該当する場合</td></tr>
<tr><td>懲戒免職処分等の年月日</td><td colspan="2"></td><td>処分者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処分の事由</td><td colspan="6">教育職員免許法第　条第　項第　号（同法施行規則第74条の２第８号　）該当</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

記載上の注意　法第５条及び第10条又は第11条の両方に該当すると認めた場合は、該当する事項の全部について記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦型とする。

R4. 10